# 議事日程第23号

令和2年(2020年)招集大阪狭山市議会定例会12月定例月議会議事日程令和2年(2020年) 11月30日午前9時30分開議議会期間(令和2年11月30日から同年12月22日まで23日間)

日程第 1	発議第22号	会議録署名議員の指名について
日程第 2	議案第106号	大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例につ
		いて
日程第 3	議案第107号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条
		例について
日程第 4	議案第108号	報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例
		について
日程第 5	議案第109号	大阪狭山市債権管理条例の一部を改正する条例につ
		いて
日程第 6	議案第110号	大阪狭山市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第111号	大阪狭山市いじめ問題調査委員会及び大阪狭山市い
		じめ問題再調査委員会条例について
日程第 8	議案第112号	大阪狭山市と堺市との間における消防事務の委託に
		伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第 9	議案第113号	大阪狭山市下水道事業の設置等に関する条例につい
		7
日程第10	議案第114号	大阪広域水道企業団への水道事業統合に伴う関係条
		例の整備に関する条例について
日程第11	議案第115号	重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例
		について
日程第12	議案第116号	財産の取得について
日程第13	議案第117号	令和2年度(2020年)大阪狭山市一般会計補正予算
		(第15号) について
日程第14	議案第118号	令和2年度(2020年)大阪狭山市一般会計補正予算

# (第16号) について

日程第15	議案第119号	令和2年度(2020年)大阪狭山市国民健康保険特別会
		計(事業勘定)補正予算(第3号)について
日程第16	議案第120号	令和2年度(2020年)大阪狭山市介護保険特別会計
		(事業勘定) 補正予算 (第3号) について
日程第17	議案第121号	令和2年度(2020年)大阪狭山市後期高齢者医療特別
		会計補正予算(第2号)について
日程第18	議案第122号	令和2年度(2020年)大阪狭山市池尻財産区特別会計
		補正予算(第2号)について
日程第19	議案第123号	令和2年度(2020年)大阪狭山市岩室財産区特別会計
		補正予算(第1号)について
日程第20	陳情第 2 号	第8期介護保険事業計画についての陳情について

# 発議第22号

# 会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則(昭和62年大阪狭山市議会規則第1号)第80条の規 定により、下記のとおり署名議員を指名する。

令和2年(2020年)11月30日提出

大阪狭山市議会議長 山 本 尚 生

記

7番 深江容子

8番 井 上 健太郎

大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例 について

大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年(2020年)11月30日提出

#### 大阪狭山市事務分掌条例の一部を改正する条例

大阪狭山市事務分掌条例(昭和53年大阪狭山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

「市民生活部 第1条第1項中「市民生活部」を に改め、同条第2項中「防災・防 水資源部 」

犯推進室」を「危機管理室」に改める。

第2条の見出し中「防災・防犯推進室」を「危機管理室」に改め、同条中「防災・防犯推進室」を「危機管理室」に改め、「危機管理」の次に「、消防」を加える。

第3条政策推進部の項第5号中「魅力発信」を「シティプロモーション」に改め、 同号を同項第9号とし、同項第4号の次に次の4号を加える。

- (5) 公民連携に関すること。
- (6) 市民参加及び市民協働に関すること。
- (7) 文化及び生涯学習の振興に関すること。
- (8) 自治振興に関すること。
- 第3条総務部の項各号を次のように改める。
  - (1) 情報政策(ICTの推進に関することを含む。)に関すること。
  - (2) 統計に関すること。
  - (3) 議会との連絡に関すること。
  - (4) 法規、条例及び文書に関すること。
  - (5) 契約及び検査に関すること。
  - (6) 財政に関すること。
  - (7) 行財政改革に関すること。
  - (8) 財産の管理及び活用に関すること。
  - (9) 公共施設マネジメントに関すること。
  - 10 メルシーfor SAYAMA株式会社に関すること。
  - (11) 市税に関すること。
- 第3条都市整備部の項第5号中「、橋りよう及び河川」を「及び橋りよう」に改め、

同条市民生活部の項中第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とし、第10号から第14号までを3号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(12) まちの魅力の創出に関すること。

第3条に次の1項を加える。

#### 水資源部

- (1) 広域水道に関すること。
- (2) 下水道に関すること。
- (3) 治水対策に関すること。

#### 附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す る条例について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年(2020年)11月30日提出

#### 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年大阪狭山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (3) 一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成18年大阪狭山市条例第41号) 第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員
- (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
  - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
    - ・ 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。) に引き続き在職した 期間が1年以上である非常勤職員
    - ・ その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。) が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の 4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任 期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職 に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員
    - 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員
  - イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1 歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該 子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業 をしている非常勤職員に限る。)
  - ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職 員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該 任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌 日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をし ようとするもの
- 第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

- 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の 区分に応じ、当該各号に定める日とする。
  - (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
  - (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)
  - (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育 児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する 場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達 日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日と された日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている 非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用 される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、 次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が

する育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合に あっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非 常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の 期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末 日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

- イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務の ために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合 (育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)
- 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当する場合とする。
  - (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6箇月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合第3条第2号イ中「第187条の2第1項」を「第817条の2第1項」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。
  - (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の 障がいにより当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間に わたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された 後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第3条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

第8条を次のように改める。

(部分休業をすることができない職員)

- 第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)とする。
  - (1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員第9条の見出しを「(部分休業の承認)」に改め、同条中「部分休業」の次に「(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」を、「承認は、」の次に「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年大阪狭山市条例第2号)第8条第1項に規定する」を、「正規の勤務時間」の次に「(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、同条に次の2項を加える。
- 2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員に ついて1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範 囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を 行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項におい

て読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

第10条に見出しとして「(部分休業をしている職員の給与の取扱い)」を付する。 第11条に見出しとして「(部分休業の承認の取消事由)」を付する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
  - (一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正)
- 2 一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成18年大阪狭山市条例第41号) の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。

報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する 条例について

報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年(2020年)11月30日提出

# 報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例

報酬並びに費用弁償支給条例(昭和35年大阪狭山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表中

教育委員会委員	年 額	720,000円
監査委員(議会)	IJ	280,000
同 (識見)	JJ	560,000
選挙管理委員会委員長	IJ	230,000
同委員	IJ	180,000
固定資産評価審査委員 会委員	IJ	70,000
農業委員会会長	IJ	210,000
同 委員	IJ	160,000
投・開票管理者及び選挙 長	1回に付き	11,000
投・開票立会人及び選挙 立会人	IJ	8, 000

Γ

教育委員会委員	月額	60,000円
市議会議員のうちから 選任された監査委員	IJ	25,000
識見を有する者のうち から選任された監査委 員	IJ	60,000
選挙管理委員会委員長	IJ	21,000
同委員	IJ	18,000
固定資産評価審査委員 会委員	1回に付き	8, 000
農業委員会会長	月額	19,000
同 委員	JJ	14,500
選挙長	1回に付き	10,800
投票所の投票管理者	票事務に要する時	12,800 当該投票所における投 間の2分の1以下の場 分の1を乗じて得た額)

に、

を

期日前投票所の投票管		が当該投票所における投		
理者	票事務に要する時間の2分の1以下の場合は、当該額に2分の1を乗じて得た額)			
開票管理者		10,800		
	1回に付き	10,900		
投票所の投票立会人	(従事した時間が当該投票所における投			
		時間の2分の1以下の場		
	合は、当該額に2分の1を乗じて得た額)			
	1回に付き	9,600		
期日前投票所の投票立	(従事した時間を	が当該投票所における投		
会人	票事務に要する	時間の2分の1以下の場		
	合は、当該額に2	2分の1を乗じて得た額)		
開票立会人	1回に付き	8, 900		
選挙立会人	"	8, 900		

Γ

消防	団長	IJ	120,000
同	副団長	IJ	90,000
同	分団長	IJ	70,000
同	団員	IJ	30,000

を

Γ

消防国	団長	IJ	144,000
同	副団長	IJ	109,000
同	分団長	IJ	80,000
同	副分団長	IJ	53,000
同	団員	IJ	38,000

に改

める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

大阪狭山市債権管理条例の一部を改正する条例 について

大阪狭山市債権管理条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年(2020年)11月30日提出

#### 大阪狭山市債権管理条例の一部を改正する条例

大阪狭山市債権管理条例(平成26年大阪狭山市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

# 議案第110号

大阪狭山市印鑑条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年(2020年)11月30日提出

#### 大阪狭山市印鑑条例の一部を改正する条例

大阪狭山市印鑑条例(平成4年大阪狭山市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第13条中「印鑑登録者」を「登録者」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の申請)

第15条の2 前条第1項の規定にかかわらず、印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により利用者証明用電子証明書の記録を受けたものに限る。)を利用することにより、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。)で印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。

第17条第1号中「とき」の次に「(第15条の2の規定による申請の場合を除く。)」 を加える。

附則

この条例は、令和3年2月1日から施行する。

# 議案第111号

大阪狭山市いじめ問題調査委員会及び大阪狭山 市いじめ問題再調査委員会条例について

大阪狭山市いじめ問題調査委員会及び大阪狭山市いじめ問題再調査委員会条例を次のとおり提出する。

令和2年(2020年)11月30日提出

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 大阪狭山市いじめ問題調査委員会(第2条―第10条)

第3章 大阪狭山市いじめ問題再調査委員会(第11条―第17条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の規定に基づき、大阪狭山市いじめ問題調査委員会及び大阪狭山市いじめ問題再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 大阪狭山市いじめ問題調査委員会

(調査委員会の設置)

第2条 法第28条第1項の規定に基づき、大阪狭山市いじめ問題調査委員会(以下 「調査委員会」という。)を置く。

(調査委員会の所掌事務)

第3条 調査委員会は、大阪狭山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査(以下この章において「調査」という。)を行う。

(調査委員会の組織)

- 第4条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。
- 2 調査委員会の委員は、法律、医療、教育、心理又は福祉の分野に関し優れた見識 を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 調査委員会の委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間 とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、調査の対象となった重大事態(法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。)について利害関係を有する等の事由により、当該調査の公平性又は中立性を害するおそれがあると認めるときは、当該重大事態に係る調査に加わることができない。

(調査委員会の専門委員)

- 第5条 調査委員会に、教育委員会が調査を補助させるため必要と認めるときは、法 律、医療、教育、心理又は福祉の分野に関し優れた見識を有する者その他教育委員 会が適当と認める者のうちから専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員の任期は、委嘱の日から当該調査が終了した日までとする。 (調査委員会の委員長及び副委員長)
- 第6条 調査委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたと きは、その職務を代理する。

(調査委員会の会議)

- 第7条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認める場合には、関係者又は専門委員を会議に出席させ、意見 若しくは説明を聴き、又は資料の提供を求めることができる。
- 5 調査委員会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第8条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を 退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 調査委員会の庶務は、教育部において処理する。

(委任)

第10条 この章に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、教育 委員会規則で定める。

第3章 大阪狭山市いじめ問題再調査委員会

(再調査委員会の設置)

第11条 法第30条第2項の規定に基づき、大阪狭山市いじめ問題再調査委員会(以

下「再調査委員会」という。)を置く。

(再調査委員会の所掌事務)

第12条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第30条第2項の規定による調査 (以下「再調査」という。)を行う。

(再調査委員会の組織)

- 第13条 再調査委員会は、委員5人以内で組織する。
- 2 再調査委員会の委員は、法律、医療、教育、心理又は福祉の分野に関し優れた見識を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 再調査委員会の委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、再調査の対象となった重大事態について利害関係を有する等の事由により、当該再調査の公平性又は中立性を害するおそれがあると認めるときは、当該再 調査に加わることができない。

(再調査委員会の専門委員)

- 第14条 再調査委員会に、市長が再調査を補助させるため必要と認めるときは、法 律、医療、教育、心理又は福祉の分野に関し優れた見識を有する者その他市長が適 当と認める者のうちから専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員の任期は、委嘱の日から当該再調査が終了した日までとする。 (準用)
- 第15条 第6条から第8条までの規定は、再調査委員会について準用する。
- 第16条 再調査委員会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

(庶務)

第17条 この章に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後及び委員の任期満了後、最初に行われる調査委員会の会議の招 集は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が行う。
- 3 この条例の施行後及び委員の任期満了後、最初に行われる再調査委員会の会議の 招集は、第15条の規定により準用する第7条第1項の規定にかかわらず、市長が 行う。

(報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正)

4 報酬並びに費用弁償支給条例(昭和35年大阪狭山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表いじめ問題等対策委員会委員の項中「30,000円」を「20,000円」 に改め、同項の次に次のように加える。

いじめ問題調査委員会委員	会議1回に付き	20,000円
いしめ川内越調宜安貝云安貝	調査1時間に付き	10,000
同專門委員	会議1回に付き	20,000
円	調査1時間に付き	10,000
いじめ問題再調査委員会委員	会議1回に付き	20,000
いしの问題円削且安貝云安貝	調査1時間に付き	10,000
同專門委員	会議1回に付き	20,000
同	調査1時間に付き	10,000

別表児童福祉審議会委員の項中「7,000円」を「7,000」に改める。

# 議案第112号

大阪狭山市と堺市との間における消防事務の委 託に伴う関係条例の整備に関する条例について

大阪狭山市と堺市との間における消防事務の委託に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり提出する。

令和2年(2020年)11月30日提出

大阪狭山市と堺市との間における消防事務の委託に伴う関係条例の整備に関する条例

(大阪狭山市消防賞じゆつ金支給条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市消防賞じゆつ金支給条例(昭和49年大阪狭山市条例第10号) の一部を次のように改正する。

第1条中「本市消防職員及び消防団員(以下「消防職員等」という。)」を「本市 非常勤消防団員(第9条を除き、以下「消防団員」という。)」に改める。

第2条、第3条各号、第5条第1項及び第3項並びに第8条中「消防職員等」を 「消防団員」に改める。

別表第1中「消防職員等」を「消防団員」に改め、同表備考2中「又は地方公務 員災害補償基金」を削る。

別表第4の2中「又は地方公務員災害補償基金」を削る。

別表第5中「消防団員については」及び「、消防職員については43万5千円を」 を削る。

(大阪狭山市防災会議条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市防災会議条例(昭和39年大阪狭山市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同項第6号中「消防長及び」を削り、同号を同項第7号とし、同項中第5号を 第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 堺市消防職員のうちから市長が任命する者 1名

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年大阪狭山市条例第2 号)の一部を次のように改正する。

別表中救急出動手当の項を削る。

(大阪狭山市情報公開条例の一部改正)

第4条 大阪狭山市情報公開条例(平成10年大阪狭山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、教育委員会及び消防長」を「及び教育委員会」に改める。

(大阪狭山市個人情報保護条例の一部改正)

第5条 大阪狭山市個人情報保護条例(平成10年大阪狭山市条例第2号)の一部を 次のように改正する。

第2条第1号中「、教育委員会及び消防長」を「及び教育委員会」に改める。

(大阪狭山市職員退職手当基金条例の一部改正)

第6条 大阪狭山市職員退職手当基金条例(昭和58年大阪狭山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び大阪狭山市消防職員定数条例(昭和47年大阪狭山市条例第5号)第2条第1項」を削る。

(大阪狭山市議会委員会条例の一部改正)

第7条 大阪狭山市議会委員会条例(昭和29年大阪狭山市条例第11号)の一部を 次のように改正する。

第2条第2項第1号中「防災・防犯推進室」を「危機管理室」に改め、「、消防本部」を削る。

(大阪狭山市消防本部及び消防署の設置に関する条例等の廃止)

- 第8条 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 大阪狭山市消防本部及び消防署の設置に関する条例(昭和47年大阪狭山市条例第4号)
  - (2) 大阪狭山市消防長及び消防署長の資格を定める条例(平成26年大阪狭山市条例第1号)
  - (3) 大阪狭山市消防職員定数条例(昭和47年大阪狭山市条例第5号)
  - (4) 大阪狭山市火災予防条例(昭和37年大阪狭山市条例第8号)
  - (5) 大阪狭山市消防手数料条例(平成12年大阪狭山市条例第11号)
  - (6) 大阪狭山市消防本部、消防応援に関する条例(昭和48年大阪狭山市条例第 17号)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の大阪狭山市消防賞じゆつ金支給条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由の生じた殉職者特別賞じゆつ金、殉職者賞じゆつ金、障害者賞じゆつ金及び傷害者賞じゆつ金について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた殉職者特別賞じゆつ金、殉職者賞じゆつ金、障害者賞じゆつ金及び傷害者賞じゆつ金については、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定 は、施行日以後に支給すべき事由の生じた特殊勤務手当について適用し、施行日前 に支給すべき事由の生じた特殊勤務手当については、なお従前の例による。

大阪狭山市下水道事業の設置等に関する条例に ついて

大阪狭山市下水道事業の設置等に関する条例を次のとおり提出する。

令和2年(2020年)11月30日提出

(下水道事業の設置)

- 第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業(以下「下水道事業」という。)を設置する。 (地方公営企業法の財務規定等の適用)
- 第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条 第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規 定に基づき、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。 (経営の基本)
- 第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。
- 2 下水道事業の処理区域は下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の事業計画において定める処理区域とし、下水道事業の処理人口は当該事業計画において定める処理人口とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第 243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責 任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠 償額が500,000円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務 のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納又は支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が20,000,000円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が1,000,000円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

- 第8条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。
- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、 11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月 31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業 の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。
  - (1) 事業の概況
  - (2) 経理の状況
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が 必要と認める事項
- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が 定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(大阪狭山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の廃止)

2 大阪狭山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年大阪狭山 市条例第13号)は、廃止する。

# 議案第114号

大阪広域水道企業団への水道事業統合に伴う関係条例の整備に関する条例について

大阪広域水道企業団への水道事業統合に伴う関係条例の整備に関する条例を次のと おり提出する。

令和2年(2020年)11月30日提出

(大阪狭山市公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例(平成24年大阪 狭山市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「下水道事業の管理者の権限を行う市長が定める規程(以下「規程」という。)」を「規則」に改め、同条第5号及び第6号中「規程」を「規則」に 改める。

(大阪狭山市下水道条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市下水道条例(昭和62年大阪狭山市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。) が定める規程(以下「規程」という。)」を「規則」に改め、同条第3号及び第4号中「管理者」を「市長」に改める。

第4条第1項中「規程」を「規則」に、「管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第5条中「管理者」を「市長」に改める。

第6条第1項中「規程」を「規則」に、「管理者」を「市長」に改め、同条第2項ただし書中「管理者」を「市長」に改める。

第6条の2中「規程」を「規則」に改める。

第6条の3中「管理者」を「市長」に改める。

第6条の4第1項及び第2項中「管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「規程」を「規則」に改める。

第6条の5中「規程」を「規則」に改め、同条第3号及び第10号中「管理者」 を「市長」に改める。

第6条の6中「規程」を「規則」に、「管理者」を「市長」に改める。

第6条の7第1項中「管理者」を「市長」に改める。

第6条の9中「下水道企業職員」を「市の職員」に改める。

第6条の10第3項ただし書、第7条、第8条第2項、第10条第2項及び第 11条中「管理者」を「市長」に改める。 第13条第1項並びに第14条第1項及び第2項中「規程」を「規則」に、「管理者」を「市長」に改める。

第15条第2項、第16条第2項第1号ただし書及び第2号、第17条、第18条、第20条、第22条第1項ただし書及び第2項、第23条、第24条並びに第25条中「管理者」を「市長」に改める。

(大阪狭山市職員定数条例の一部改正)

第3条 大阪狭山市職員定数条例(昭和38年大阪狭山市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「221人」を「249人」に改め、同条第8号を削る。

(大阪狭山市職員の厚生制度に関する条例の一部改正)

第4条 大阪狭山市職員の厚生制度に関する条例(平成17年大阪狭山市条例第34 号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「(以下「再任用職員等」という。)」を削り、同条第3号を削る。

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年大阪狭山市条例第2 号)の一部を次のように改正する。

別表市税等徴収手当の項中「又は介護保険料」を「、介護保険料又は下水道使用料」に改め、同表に次のように加える。

下水処理作業手当	管渠等での汚水、汚泥等	1回につき	500円
	のしゅんせつ搬出作業に		
	従事した職員		

(大阪狭山市行政手続条例の一部改正)

第6条 大阪狭山市行政手続条例(平成12年大阪狭山市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に 規定する企業管理規程」を削り、同条第6号中「、水道事業及び下水道事業の管理 者の権限を行う市長」を削る。

(大阪狭山市情報公開条例の一部改正)

第7条 大阪狭山市情報公開条例(平成10年大阪狭山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)」 を削る。

(大阪狭山市個人情報保護条例の一部改正)

第8条 大阪狭山市個人情報保護条例(平成10年大阪狭山市条例第2号)の一部を 次のように改正する。

第2条第1号中「(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)」 を削る。

(大阪狭山市債権管理条例の一部改正)

第9条 大阪狭山市債権管理条例 (平成26年大阪狭山市条例第24号) の一部を次のように改正する。

第3条中「(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)」を削る。

第4条の見出し中「市長等」を「市長」に改め、同条中「及び地方公営企業の管理者の権限を行う市長(以下「市長等」という。)」を削る。

第5条、第6条、第7条第1項及び第3項、第8条から第13条まで、第14条 第1項、第15条並びに第16条中「市長等」を「市長」に改める。

(大阪狭山市議会委員会条例の一部改正)

第10条 大阪狭山市議会委員会条例(昭和29年大阪狭山市条例第11号)の一部 を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「上下水道部」を「水資源部」に改める。

(大阪狭山市水道企業及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の廃止)

- 第11条 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 大阪狭山市水道企業及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和41年大阪狭山市条例第14号)
  - (2) 大阪狭山市水道事業分担金徴収条例(昭和46年大阪狭山市条例第15号)
  - (3) 大阪狭山市水道事業給水条例(昭和35年大阪狭山市条例第6号)
  - (4) 大阪狭山市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例(平成24年大阪狭山市条例第13号)

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

# 議案第115号

重要な公の施設に関する条例の一部を改正する 条例について

重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年(2020年)11月30日提出

# 重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例

重要な公の施設に関する条例(昭和39年大阪狭山市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条中「次に掲げる施設」を「下水道事業施設」に改め、同条各号を削る。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### 財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年大阪狭山市条例第12号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年(2020年)11月30日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

- 1 取得する財産 大阪狭山市立学校給食センター食器食缶洗浄機等
- 2 取 待 台 数 食器食缶洗浄機 2 台食器洗浄機 2 台
- 3 契約金額 ¥20,900,000-うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥1,900,000-
- 4 契約の相手方 大阪府大阪市生野区巽南五丁目4番14号 株式会社中西製作所 大阪支店 支店長 安原 幹夫

議案第117号

令和2年度(2020年)大阪狭山市一般会計補正予算(第15号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和2年度(2020年)大阪狭山市一般会計補正予算(第15号)を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)11月30日提出

議案第118号

令和2年度(2020年)大阪狭山市一般会計補正予算(第16号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和2年度(2020年)大阪狭山市一般会計補正予算(第16号)を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)11月30日提出

議案第119号

令和2年度(2020年)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和2年度(2020年)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)11月30日提出

議案第120号

令和2年度(2020年)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和2年度(2020年)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)11月30日提出

議案第121号

令和2年度(2020年)大阪狭山市後期高齢者医療 特別会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和2年度(2020年)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)11月30日提出

議案第122号

令和2年度(2020年)大阪狭山市池尻財産区特別 会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和2年度(2020年)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)11月30日提出

議案第123号

令和2年度(2020年)大阪狭山市岩室財産区特別 会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和2年度(2020年)大阪狭山市岩室財産区特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和2年(2020年)11月30日提出